伊丹市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する施設、物品、印刷物その他の有形又は無形の資産(以下、「市有資産」という。)を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市有資産への広告掲載は、PPP(公民連携)の推進により、市の新たな財源を 確保又は経費の縮減をし、もって市民サービスの向上又は地域経済の活性化を図ることを 目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 広告媒体 以下に規定する市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の施設
 - イ 市の備品
 - ウ 市が発行する封筒・冊子・印刷物
 - エ 市のWEBページ
 - オ その他広告媒体として活用できるもの
 - (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法を用いて、民間事業者等の広告を掲載 又は掲出等をすることをいう。
 - (3) 広告主等 広告を掲載しようとする者及び広告代理店業を営む者をいう。
 - (4) 部長等 伊丹市事務分掌条例(昭和37年条例第3号)第1条に規定する部及び室並 びに消防局,議会事務局及び行政委員会又は委員の事務局の長をいう。

(広告掲載)

- 第4条 広告掲載は、広告媒体とする市有資産を所管する部長等が実施するものとする。
- 2 部長等は、広告掲載にあたって、その内容を市が推奨している又は市が直接広報している事項であると誤認されないよう配慮しなければならない。
- 3 部長等は、広告掲載に関して、市内に本社を有するもの、次に市外に本社を有し、市内に支店・営業所を有するものを優先して掲載するよう配慮するものとする。 (広告の範囲)
- 第5条 部長等は、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としてはならない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害や差別を助長することとなるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性若しくは宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題その他についての主義主張
 - (6) 個人または団体の名称のみを掲載する名刺広告に類するもの

- (7) 人材募集広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (10) その他広告掲載を行うことが不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。 (広告の募集等)
- 第6条 部長等は、所管する広告媒体に広告掲載を行う場合にあたっては、広告媒体の種類、広告の規格、広告掲載位置、募集方法、広告料の予定価格、伊丹市行政財産使用料条例(昭和43年4月1日条例第9号)第2条の規定により算定した使用料及び選定方法等を定めた募集要項を定め、財政基盤部財政企画室経営企画課と協議するものとする。
- 2 部長等は、前項に定める要項に基づき広告主等の募集を行うものとする。 (審査・選定)
- 第7条 広告主等の審査,選定及び広告掲載内容に関する審査については,それぞれの広告媒体を所管する部長等が行い,掲載の可否を判断することとする。
- 2 部長等は、広告主等の選定及び広告掲載内容の可否の決定に際しては、財政基盤部財政企画室経営企画課、総合政策部空港・広報戦略室広報課、その他必要とする所属の合議をとるものとする。
- 3 広告掲載内容に関する審査は、前2項の規定にかかわらず、掲載基準その他必要な条件を付し、広告代理店その他市長が認める者に委託することができる。 (審査機関)
- 第8条 広告主等及び広告掲載内容等を審査するため、伊丹市広告審査委員会(以下、「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会の委員長は、財政基盤部長を、委員は、総合政策部空港・広報戦略室長、財政 基盤部財政企画室長並びに広告媒体を所管する課長等をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、関連する職員を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する 委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第9条 審査会の会議は、部長等が広告主等及び広告掲載内容等の審査に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。
- 6 会議を開催することができないときは、持ち回りにより審査を行うことができる。 (庶務)
- 第10条 審査会の庶務は、財政基盤部財政企画室経営企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、財政基盤部長が 別途定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(伊丹市広告掲載要項の廃止)

2 伊丹市広告掲載要項(平成19年11月制定)は,廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月22日から施行する。